

医第1456号
令和3年9月9日

公益社団法人千葉県看護協会長
一般社団法人千葉県助産師会長
県内看護師等学校養成所の長
県内医療関係職種養成所の長
様

千葉県健康福祉部医療整備課長
(公印省略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請等について (通知)

令和3年9月9日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部長は、本県における緊急事態措置を実施すべき期間を9月30日まで延長するとともに、基本的対処方針を示しました。

これを受け、本県では、令和3年9月9日の第39回千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、本県の緊急事態措置等を決定し、別添のとおり報道発表しました。

つきましては、当該報道発表の内容について、貴団体の会員や学校関係者等に対して速やかに周知いただきますようお願いいたします。

なお、内容については、今後も国の動向、県内及び隣接都県の感染状況等を踏まえ、随時見直しを行ってまいります。

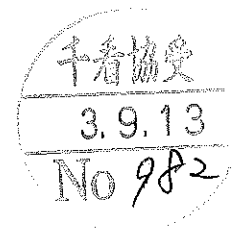
感染再拡大を何としても抑えるため、一層の御理解・御協力をお願いします。

(連絡先)

健康福祉部医療整備課 看護師確保推進室

電話 043-223-3877

Eメール (組織) ryosei3@mz.pref.chiba.lg.jp



令和3年9月9日
千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

緊急事態措置を実施すべき期間の延長について

令和3年9月9日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部長は、緊急事態宣言について、緊急事態措置を実施すべき期間を9月30日まで延長し、実施すべき区域として千葉県を公示するとともに、基本的対処方針を示しました。

これを踏まえ、8月17日に決定した県における対策を実施する期間を9月30日まで延長することとします。

なお、内容については、今後も、国の動向、県内及び近隣都県の感染状況等を踏まえ、随時見直しを行っていきます。

1 緊急事態措置の期間

「令和3年8月2日（月）から9月12日（日）まで」を

「令和3年8月2日（月）から9月30日（木）まで」に変更

2 緊急事態措置の内容

変更なし

3 その他

基本的対処方針の変更を踏まえ、県民の皆様への要請について表現を一部変更

「デルタ株に置き換わりが進み、急速に感染が拡大していることを踏まえ、混雑した場所等への外出を半減すること」を

「デルタ株により、依然として多くの感染が発生していること等を踏まえ、混雑した場所等への外出を半減すること」に変更